

令和5年度 富士市社会福祉法人一般監査実施計画

富士市社会福祉法人指導監査実施要領（以下「要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する令和5年度の一般監査の実施計画を次のとおり定める。

第1 一般監査は、富士市長が所轄する21法人のうち、継続的な指導が必要と認められる1法人を含む7法人について実施するものとし、対象法人及び実施時期は別に定める。

第2 指導監査の実施日については、当該法人が設置、運営する社会福祉施設の指導監査の日程及び新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、法人と調整して決定する。

第3 要領第3条に規定する指導監査方針及び主眼事項については、別に定める。

第4 法人の運営、法人が経営する施設及び法人の行う事業について、指導監査の必要が生じたときは、当初の計画に追加して一般監査を随時実施する。また、事由に応じて特別監査を随時実施する。